

厚生労働省 奈良労働局 発表  
令和5年7月26日

照会先

奈良労働局雇用環境・均等室  
室長 楠田 裕世  
室長補佐 福井 雅代  
指導主任 高山 沙由理  
(電話) 0742-32-0210

報道関係者 各位

## 不妊治療と仕事の両立に 取り組む企業を認定しました

働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向の中、不妊治療と仕事の両立支援は労働者・事業主双方にとって重要な課題となっています。

令和4年4月に、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設され、この度、**社会福祉法人宝山寺福祉事業団**(理事長 辻村 泰範氏)が**くるみんプラス認定**を取得しました。

同法人の認定取得を記念し、下記のとおり認定通知書の交付式を行います。

### くるみんプラス認定通知書交付式

日 時：令和5年8月3日(木) 11時00分～  
場 所：奈良労働局 2階会議室(奈良市法蓮町387)  
交付企業：社会福祉法人宝山寺福祉事業団



「くるみんプラス」マーク

※取材・撮影可能です。取材のご希望は事前に当室までご連絡ください。

### 担当者の声

当法人では様々なライフステージに合わせて働きやすい職場づくりに取り組んでいます。その中で、令和3年度に「くるみん」認定を取得し、令和4年4月より「くるみんプラス認定」が創設されたことから、当法人でも取得に向け取り組むことになりました。認定取得に向けて研修委員会で周知方法や研修内容を検討し、不妊治療の実態や負担について、できるだけ理解しやすいように資料や動画を整えました。早速、不妊治療に取り組みたいという職員からの申し出があり、取り組みの効果ができていると感じています。

資料1：プラス認定状況

資料2：くるみんプラス認定基準

資料3：不妊治療と仕事の両立に関する相談窓口等

# 社会福祉法人宝山寺福祉事業団の概要、取組内容等

## 1. 企業の概要

代表者職氏名 : 理事長 辻村 泰範  
所在地 : 奈良県生駒市  
事業内容 : 社会福祉事業  
常時雇用する労働者数 : 718 人



## 2. 令和3年5月にくるみん認定取得

- ・ 女性労働者の育児休業取得率 100%、計画期間中に初めて男性が育児休業を取得
- ・ 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる法定を上回る「所定外労働時間の免除制度」を整備
- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入、休暇取得を促進するなど、働き方の見直しに取り組んだ。

## 3. プラス認定の達成状況

- ・ 1年間につき5日間有給で利用することができる不妊治療休暇制度を導入（連続5事業年度）。不妊治療のために利用することができる半日、時間単位の年次有給休暇制度を設けている。
- ・ 不妊治療と仕事との両立を支援する旨の理事長名のメッセージ及び制度内容について、全ての労働者にパンフレットを配布して、周知している。
- ・ 不妊治療と仕事の両立に関する動画研修を全ての労働者対象に行った。
- ・ 不妊治療と仕事の両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内周知している。



# プラス認定の状況

	プラチナくるみんプラス認定	くるみんプラス認定
奈良県 (令和5年7月6日時点)	社会福祉法人 どんぐり	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
全国 (令和5年6月末時点)	24社	12社

## くるみん認定・プラチナくるみん認定、トライくるみん認定、プラス認定について



従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定められた目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（トライくるみん認定、くるみん認定）を受けることができます。

さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん等の認定を受けた企業のうち、「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業が一定の認定基準を満たした場合に、プラス認定を受けることができます。

- ・認定・特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業として認定マークが付与され、商品、広告などに付けることができます。
- ・企業イメージの向上、従業員のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。



プラスマーク  
(例：くるみんプラスマーク)

## 不妊治療と仕事との両立に関する認定基準

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されました。

### 1. 受けようとするくるみんの種類に応じた認定基準を満たしていること。

※例えば、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業としてくるみんプラス認定を受けようとする場合、認定基準を満たす必要があります。

### 2. 次の(1)～(4)をいずれも満たしていること。

#### (1) 次の①及び②の制度を設けていること。

- ① 不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）
- ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

#### (2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

#### (3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

#### (4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業としてプラチナくるみんプラス認定を受けた企業は、毎年少なくとも1回、2(1)①の不妊治療のための休暇制度の内容、2(1)②の制度のうち講じているものの内容、2(3)の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容について、公表日の前事業年度における状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

## 公共調達における加点評価

- 各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業などを加点評価するよう国の指針において定められています。それに基づき各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式または企画競争による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。
- 個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

## 内閣府からのお知らせ

### 「くるみん助成金」について

- 「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「くるみん助成金（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業）」もぜひご活用ください（令和3年10月から令和9年3月まで）。※「トライくるみん認定」は対象外です。
- 事業の詳細については、以下のURLをご覧ください。一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。  
くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>

## 働き方改革推進支援資金

- 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、このうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。
- 働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURLをご覧ください。  
[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata\\_m.htm](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.htm)

不妊治療と仕事の両立について  
お悩みの際は、お気軽にご相談ください

 **相談無料**

## 奈良労働局 雇用環境・均等室

不妊治療を受けている、またはこれから受けようとしている労働者への対応など、様々なご相談に対応させていただきます。

- 不妊治療と仕事の両立支援の取組に向けての、マニュアルや助成金等の情報提供
- 助成金を活用して、不妊治療と仕事の両立ができる職場環境整備に取り組むようアドバイス



電話・来庁どちらでもご相談いただけます。  
お気軽にご相談ください。

所在地 奈良市法蓮町387  
奈良第三地方合同庁舎2F  
(近鉄奈良線 新大宮駅より徒歩約8分)

電話番号 0742-32-0210

受付時間 8時30分～17時15分  
(土日・祝日を除く)

## 奈良県不妊専門相談センター

不妊に関するお悩み、検査、治療の方法、パートナーや家族との関係などのご相談や、医学的、専門的なご相談にも対応します。

専門相談員（助産師）による  
**電話相談**

毎週金曜日 13～16時

0744-22-0311 (専門ダイヤル)

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、面談は当面中止しています。

事業主・人事部門向け

### 「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>



- 不妊治療についての解説
- 企業における不妊治療と仕事の両立支援に取り組む意義
- 不妊治療と仕事の両立支援制度の導入ステップの解説
- 不妊治療と仕事の両立を支援するための各種制度や取組の解説
- 企業の事例の紹介
- その他参考情報



本人・上司・同僚向け

### 「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>



- データで見る不妊治療と仕事の両立
- 不妊治療についての解説
- 職場での配慮のポイント
- 不妊治療を受けている、受ける予定の人たちへの情報



## 厚生労働省のホームページもご参照ください

### ① 「不妊治療に関する取組」

- 不妊治療の保険適用
- 不妊症に悩む夫婦への支援等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html)



### ② 「不妊治療と仕事の両立のために」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

